

平成19年(ワ)第1648号、平成20年(ワ)第430号 監視活動停止等請求事件

原告 後藤東陽こと後藤信外3名、安孫子麟外21名

被告 国

2008(平成20)年10月20日

仙台地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 勅使河原 安 夫
弁護士 山 田 忠 行
弁護士 小 野 寺 義 象
弁護士 千 葉 晃 平
外

準 備 書 面

－陸上自衛隊情報保全隊の国民監視の実態－

第1 陸上自衛隊情報保全隊の任務及び組織等

1 設立

陸上自衛隊情報保全隊(以下、単に「情報保全隊」という)は、2000年(平成12年)9月の秘密漏洩事件(いわゆるボガチョンコフ事件:防衛庁防衛研究所に勤務する3等海佐が、在日ロシア連邦大使館付武官のビクトル・ボガチョンコフ海軍大佐に機密文書を渡していた事件)を契機に、その再発防止の一環として、それまで置かれていた「調査隊」を廃止し、2003年(平成15年)3月27日に陸海空の三自衛隊内にそれぞれ設立されたものである(平成14年4月4日衆議院安全保障委員会における中谷元防衛庁長官答弁など)。

すなわち、情報保全隊発足の契機は、自衛隊内の機密保全にあった。

2 任務

情報保全隊の任務は、陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令(以下、単に「訓

令」という) 第3条において「情報保全隊は、陸上幕僚監部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設等機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする。」と定められている。ここに「情報保全業務」とは、訓令第2条1号において「秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務をいう。」と定義されている。

具体的には、「自衛隊に対して不当に秘密を探知しようとする行動、基地、施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、職員を不法な目的に利用するための行動等・・・のような外部からの働きかけなどから部隊の秘密、規律、施設等を防護するために必要な資料及び情報を収集、整理し、所要の部隊に配布」がこれに当たる(前記中谷元防衛庁長官答弁)とされている。

すなわち、情報保全隊には、国民・市民の表現活動を監視し、その監視情報を収集、整理、配布する任務はなく、その権限も付与されていない。

3 組織

情報保全隊は防衛大臣直轄部隊であり、その組織は、情報保全隊本部及び本部付情報保全隊並びに方面情報保全隊からなっている(訓令第4条)。

情報保全隊の長は、情報保全隊長とし、陸将補をもって充てる(第5条1項)。情報保全隊長は、防衛庁長官(現防衛大臣)の指揮監督を受け、情報保全隊の隊務を統括する(同条2項)。また、情報保全隊長は、情報保全隊本部の事務を掌理する(同条3項)。

情報保全隊本部(市ヶ谷駐屯地)には、総務科、運用科、情報科及び保管科の4科が置かれる(第7条)。総務科は、公印の保管、公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事務等をつかさどる(第8条)。運用科は、情報保全隊の運用、教育訓練、秘密の保全等に関する事務をつかさどる(第9条)。情報科は、情報収集の計画、資料及び情報の分析及び配布に関する事務をつかさどる(第10条)。保管科は、資料及び情報の保管及び整理に関する事務をつかさどる(第11条)。各科には科長が置かれ、科長は情報保全隊長の命を受け、科務を掌理する(第12条)。本件国民監視活動を主として担当した科は、情

報科及び保管科と推測される。

本部付情報保全隊の長は、本部付情報保全隊長とし、2等陸佐をもって充てるとされている（第13条）。

情報保全隊本部の下に、5つの各方面隊の警備区域毎に、北部方面情報保全隊（札幌駐屯地）、東北方面情報保全隊（仙台駐屯地）、東部方面情報保全隊（朝霞駐屯地）、中部方面情報保全隊（伊丹駐屯地）及び西部方面駐屯地（健軍駐屯地）が置かれている。方面情報保全隊の隊長は1等陸佐をもって充てるとされている。

また、陸上幕僚長は、防衛大臣の承認を得て、方面情報保全隊の隊務を分担させるため、情報保全派遣隊を駐屯地若しくは分屯地等の所在地に配置できるとされている。

なお、初代情報保全隊長は鈴木健（在任期間は2003年3月27日～2005年3月28日：この期間は本件国民監視内部文書（甲A1-1及び1-2）の作成時期と重なる）。前職は通信学校長）、2代隊長は中村幹生（2005年3月28日～2007年3月27日。前職は小平学校副校長）、3代隊長（現在）は高山治彦（2007年3月28日～）である。なお、鈴木健初代隊長は、離任後自衛隊を退職したが、2005年5月16日に東芝の顧問に天下りしている。防衛省は、東芝での同人の職務内容について、「通信科職種の実験を生かした通信科装備品の運用に関する指導及び助言」と説明している。

また、現在の北部方面情報保全隊長は堀内直樹、東北方面情報保全隊長は六畑方之、東部方面情報保全隊長は井上敏憲、中部方面情報保全隊長は坂田順彦、西部方面情報保全隊長は米満義人である。

なお、初代東北方面情報保全隊長（氏名は現在調査中：本件国民監視内部文書（甲A1-1及び1-2）の作成時期の一部と重なる）は、2004年1月18日に外務省に天下り（再就職）している。防衛省は、外務省での同人の職務について「警備担当専門官」としている。

このように情報保全隊は、防衛大臣の直轄部隊として強大な権限と組織を有し、日本全国を網羅する部隊であり、情報保全隊員数も約900名という巨大

な組織になっている。

4 活動の秘密性

日本国政府は、情報保全隊に関する情報開示要求に対して、ことごとく「不開示」として拒否しており、この部隊がどのような情報収集活動を行っているかについては、本件国民監視内部文書が公表されるまで、一切秘密のベールに包まれていた。

第2 情報保全隊の国民監視の実態

- 1 情報保全隊の活動実態は、訓令に規定された上記任務の範囲を逸脱し、国民に対する監視活動を日常的・全国的規模で行い、それによって収集した情報を整理・保管し、これら情報を将来の国民の動向を分析するために保管し続けている。

情報保全隊の国民監視活動の具体的な実態は、以下のとおりである。

2 監視目的

- ① この間情報保全隊が実施している国民監視の主な目的は、自衛隊イラク派遣に反対する全国の国民、団体、議会（議員）及びマスコミ等の行動全般を把握して記録化し、今後の分析の資とすることにある。

情報保全隊が上記目的で国民監視活動を行っていることは、本件監視内部文書作成の「趣旨」として、「本件は、自衛隊イラク派遣に対する国内勢力の反対動向に関する全国規模のものを週間単位でまとめたものであり、今後の国内勢力の動向について分析の資とするものである。」（甲 A1-1・1-2。通し頁75、93、110、134、154頁）と明記されていることから明らかである。

- ② さらに、情報保全隊の国民監視目的は、自衛隊のイラク派遣に関するものに限定されてはいない。

情報保全隊の国民監視の目的は、日本国政府及び防衛省・自衛隊の方針に反対し若しくは障害となると日本国政府及び防衛省・自衛隊がみなした国民、団体、議会（議員）、マスコミ等のあらゆる活動の情報収集を行い、さらに、

自衛隊が敵視もしくは警戒している団体については、その活動を継続的・網羅的に把握・記録化し、今後の分析の資とすることにある。

このことは、情報保全隊が実際に行なっている国民監視活動が、自衛隊イラク派遣に関するものに限定されず、例えば、平成16年（2004年）1月9日に青森保生協が実施した「医療費負担増の凍結・見直し」の街宣・署名活動（同5頁）、同日に青森県労連が実施した「04国民春闘」と題する街宣（同5頁）、平成15年（2003年）12月13日に山形のものみの塔（エホバ）が山形PLOの広報官に、「満足のいく生活」と題するOGを手交したこと（同13頁）、平成16年（2004年）1月21日に青森の日本国家公務員労働組合連合が実施した「年金制度改悪反対」の街宣・署名及びビラ配布（同38頁）、全日本年金者組合が実施した「年金制度改悪反対」の街宣・署名及びビラ配布（同58頁）、同年2月24日に青森の消費税廃止各界連絡会が実施した「消費税増税反対」の街宣、署名及びビラ配布（同60頁）等にも及んでいることから明らかである。

3 監視地域

情報保全隊が国民を監視している地域は、北海道から沖縄県まで全ての都道府県の都市部から郡部までに及んでおり、文字通り日本全土に及んでいる。また、監視地域は、自衛隊の駐屯地・演習場・官舎・米軍基地等の施設及びその周辺などに限定されてもおらず、日本国内のありとあらゆる地域に広がっている。

このことは、本件国民監視内部文書記載の監視地域が、実際に北海道から沖縄県まで全国津々浦々に及んでいること、駐屯地等の周辺だけでなく都市部から郡部まで及んでいること（同66～71頁、79～86頁、97～104頁、116～124頁、139～149頁の表及び全国地図）からも明らかである。

ちなみに、上記内部文書記載の東北方面情報保全隊が宮城県内で監視していた地域は、大河原町、多賀城市、王城寺原演習場、大和駐屯地、仙台市、柴田町、船岡駐屯地、仙台市、柴田町、船岡駐屯地、亘理町、大河原町、多賀城市、古川市、岩沼市、霞目、仙台市、古川市、色麻町、塩釜市、女川町、仙台市、

仙台市、仙台市、仙台市と広範な地域に及んでいる（同1～62頁）。

4 監視期間

- ① 情報保全隊は、2003年3月27日に設立されたが、設立前の「調査隊」の時代から国民監視活動を行っている。

このことは、情報保全隊が監視した平成16年（2004年）1月11日の多賀城市成人式におけるP市議の街宣の記述に、「前年（情報保全隊設立前の2003年1月の成人式：原告ら代理人注）も同一人物、同一要領による取組を実施」という記載（同9頁）があることから明らかである。

- ② 情報保全隊は、設立と同時に国民監視活動を開始した。ちなみに、本件国民監視内部文書には「同11コ団体は、15年5月16日にも有事法制に反対する取組を実施」と記載されており（同11頁、27頁）、情報保全隊による監視行為が遅くとも平成15年（2003年）5月16日には存在したことが記録上も明らかとなっている。

- ③ 情報保全隊の国民監視活動は、現在も続いている。

前記のとおり、情報保全隊は、自衛隊イラク派遣に対する国内勢力の反対動向を調査しているのであり、現在も自衛隊イラク派遣が続いている以上、監視活動も継続していると推認され、また、政府の国会での答弁等においても、国民監視活動が中止されたとの答弁はなされていない。

5 監視対象

- ① 情報保全隊の国民監視の対象は、自衛隊イラク派遣に関するものだけでなく、自衛隊が必要だと判断すれば何でも監視対象にできるとされている。

- ② 情報保全隊は、国民・住民の自衛隊に対する苦情申入れを「反自衛隊活動（反自活動）」と位置づけ、苦情を申入れた国民・住民の特定（割り出し）等の調査活動まで行っている。

例えば、東北方面情報保全隊は、第2陣訴訟原告12篠原芳春及び同21吉田仁等が、平成16年（2004年）1月17日に、憲法9条を守る柴田郡連絡会として、宮城県柴田町内で行ったイラク派遣反対集会及び同船岡駐屯地に対するイラク派遣反対の申入れに対して、これを「反自衛隊活動」と

位置づけた（同 22 頁。なお、この「件名」には「KS 結果」という通常人の意味不明な文言が記載されている）。その後、東北方面情報保全隊長は、同月 22 日、原告篠原及び吉田らの上記申入れを「反自衛隊活動」と記載した「情報資料（16-2）」を、情報保全隊長及び各方面情報保全隊長等に通知した（同 1 頁）。

これ以外にも、東北方面情報保全隊が「反自衛隊活動」と位置づけて記録し、その文書を情報保全隊長及び各方面情報保全隊長等に通知した事案として、以下のものがある。

- i 平成 15 年（2003 年）12 月 22 日 16 時 15 頃、宮城県の王城寺原演習場管理隊に対し、「射撃で家が振動する。射撃を中止してもらいたい」と等の射撃騒音苦情電話があったことを「反自活動」と位置づけ、「反自活動」を行った者を特定する調査行為を行い、「住宅地図等で申告した住所を確認したが該当の姓はなし。」と記録した（同 15 頁）。
- ii 同月 25 日 10 時 20 頃、宮城県大和駐屯地司令職務室に対し、射撃騒音苦情及びテレビ受信料減免運動をほのめかす電話をしたことを「反自活動」と位置づけ、「反自活動」を行った者を特定する調査を行い、「住宅地図等で申告した住所を確認した結果、4 件の該当する姓を確認したが、住所の細部が不明のため特定には至らず」と記録した（同 15 頁）。
- iii 平成 16 年（2004 年）1 月 21 日 18 時 5 分、霞目駐屯地当直司令に対し、ヘリ騒音苦情電話があったことを「反自衛隊活動」と位置づけ、発信者の男性の氏名住所を特定して記録した（同 35 頁）。
- iv 同月 22 日 9 時 30 分、霞目駐屯地当直司令に対し、ヘリ騒音苦情電話があったことを「反自衛隊活動」と位置づけ、発信者の男性の氏名・住所・勤務先を特定して記録した。
- v 同月 20 日、P 団体が秋田市内の幕洗川官舎に「北部民放」と題する機関紙を投函したことを「反自衛隊活動」と位置づけ、記録した（同 39 頁）。
- vi 同月 19 日、赤旗東北総局が、自衛隊宮城地連に対し、宮城地連が中学生に配布した生徒募集ビラについて質問を実施したことを「反自衛隊活動」

と位置づけ、記録した（39頁）。

このように、情報保全隊は住民の騒音苦情、機関紙の官舎投函、自衛隊の生徒募集ビラに関する質問まで「反自衛隊活動」と位置づけている。これは、自衛隊が自衛隊の意に沿わない行為を全て「反自衛隊活動」と位置づけて敵視していることを意味している。

- ③ 情報保全隊は、政府の方針に反する活動を行い、自衛隊に直接・間接に影響を及ぼすような団体の活動も監視の対象にしている。

東北方面情報保全隊が、この種の監視活動を行っていたものとして、以下のものがある。

- i 平成16年（2004年）1月9日に青森保生協が実施した「医療費負担増の凍結・見直し」の街宣・署名活動（同5頁）
- ii 同日に青森県労連が実施した「04国民春闘」と題する街宣（同5頁）
- iii 平成15年（2003年）12月13日に山形のものみの塔（エホバ）が山形PLOの広報官に、「満足のいく生活」と題するOGを手交したこと（同13頁）
- iv 平成16年（2004年）1月21日に青森の日本国家公務員労働組合連合が実施した「年金制度改悪反対」の街宣・署名及びビラ配布（同38頁）、全日本年金者組合が実施した「年金制度改悪反対」の街宣・署名及びビラ配布（同58頁）
- v 同年2月24日に青森の消費税廃止各界連絡会が実施した「消費税増税反対」の街宣、署名及びビラ配布（同60頁）

- ④ 情報保全隊は、自衛隊のイラク派遣に関する地方議会・議員の対応、さらに国会議員の活動も監視対象としている。

地方議会のイラクへの自衛隊派遣関連決議については、全市町村を監視対象とし、決議の有無、決議内容、提案議員・賛同議員、議決数を詳細に監視している。また、地方議会議員の対応や街頭宣伝活動やデモ行進への参加についても監視している。議員の監視にあたっては、議員の肩書きや氏名を詳細に特定している。

東北方面情報保全隊も、東北地方の全ての議会を監視の対象にしていたが、宮城県古川市議会での派遣反対意見書（採択は平成15年（2003年）10月1日）について、その採択に至る経緯を調査し、平成14年12月19日に、P及びS市議の連名で提出され、賛成者もP市議2名、S市議2名の4名であり、全会一致で採択されたという情報を収集し、記録している（同37頁）。

東北方面情報保全隊は、古川市議会以外についても、少なくとも下記の議会の決議については、自ら若しくは議会内の協力者から情報を収集し、記録している（甲A1-1）。

秋田県：田沢湖町議会、男鹿市議会、鹿角市議会、大館市議会、能代市議会、横田市議会、六郷町議会、小坂町議会、

福島県：本宮町議会、小高町議会、霊山町議会、飯野町議会、川俣町議会、新地町議会、鹿島町議会、白河市議会、須賀川市議会、矢吹町議会、西会津町議会、河東町議会、郡山市議会、会津若松市議会、喜多方市議会、塙町議会、田島町議会、会津坂下町議会、大越町議会、

国会議員についても、イラク自衛隊派遣に関する対応について監視活動を行っており、民主党の益子輝彦衆議院議員が、平成16年（2004年）1月25日に郡山市内で開催された隊友会郡山支部新年会の来賓祝辞の中で「自衛隊のイラク派遣は憲法違反であり、派遣に反対」と話したことを「反自衛隊活動」と位置づけて記録している（同35頁）。

地方議会議員の活動については、例えば、大津市議の宣伝、ビラ配布（120頁一覧表No.56）、参議院議員候補■■の街宣（82頁一覧表No.24）、小平市議■■のビラ配布（82頁一覧表No.30）等、議員及び候補者の活動も監視している。氏名、肩書、配布したビラなど詳細に特定している。

⑤ 情報保全隊は、自衛隊イラク派遣に関するマスコミの取材活動も監視対象にしている。監視は、マスコミの自衛隊に対する取材（どのマスコミの誰が、自衛隊の誰にいかなる取材を行なったか）だけでなく、国民の運動に対する

マスコミの取材の有無等も監視対象になっている。また、マスコミが自衛隊員に直接取材することも監視している。

東北方面情報保全隊は、平成16年（2004年）1月14日のイラク派遣反対の青森市内の街頭宣伝を取材した記者について、「AH記者の取材有り」と記録し（12頁、27頁）、マスコミの取材活動まで監視していた。また、平成16年2月20日、テレビ局が福島駐屯地で隊員に対し、自衛隊のイラク派遣について取材を実施したことも監視されている（同62頁）。

⑥ 情報保全隊は、写真展なども監視している

東北方面情報保全隊は、平成16年（2004年）1月9日から11日まで福島県郡山市で実施された写真展「イラク・湾岸戦争の子供たち空爆下の子供達」（同6頁、25頁）、同月20日～28日宮城県古川市で実施された写真展「イラク・戦争とこどもたち」（同31頁）も監視している。

⑦ また、情報保全隊は成人式における国民監視を重視し、隊員等を派遣して、全国的規模で監視活動を展開し、しかも、この監視活動は毎年継続している。例えば、平成16年（2004年）1月11日午前9時50分から岩手県岩手郡滝沢村の成人式を監視しているが（同7頁）、同時刻ころ、宮城県柴田郡大河原町の成人式も監視する（同8頁）など、成人式の監視場所は、1月11日だけで少なくとも5箇所にとんでおり、翌1月12日の成人式の監視場所も、盛岡市、弘前市、秋田市、郡山市等に及んでいる（同9頁、10頁）。

⑧ 情報保全隊は、大学のキャンパス内も監視対象にしている。例えば、情報保全隊は、平成16年（2004年）1月13日には、山形大学キャンパスに隊員を臨場させ、やまがたピースアクション実行委員会の置きビラを入手している（同11頁、26頁）。情報保全隊は、情報収集のために、大学キャンパス内まで内偵しているのである。

⑨ 情報保全隊は、日本弁護士連合会及び各弁護士会の活動も監視している。

例えば、情報保全隊は、平成16年（2004年）2月24日に沖縄弁護士会が行った街頭宣伝活動も監視し、街頭宣伝参加者の人数及び配布ビラの内容まで調査活動を行い、「同会の6名は、那覇市のパレットくもじ前広場で、『自

衛隊のイラク派遣に反対し、すでに派遣された自衛隊の即時撤退と今後の派遣を中止するよう求める』などとしたビラ配布を行った。」と記録した。さらに、情報保全隊は、この沖縄弁護士会の行動の背景についても監視活動を行った上で、同行動は、2. 3日本弁護士連合会の理事会の決議に基づき、日弁連の全国行動の一環として行った。」と記録した（同162頁・一覧表No.55）。

このように情報保全隊は日弁連・弁護士会までも監視対象にしている。

⑩ 情報保全隊は、上記以外にも様々な活動を監視対象にしている。

インターネットサイトも監視している。例えば、「陸上自衛隊本体のイラク派兵の中止とイラク派兵計画の撤回を求める要望書」を送付した記事をインターネットに掲載したことも監視している（120頁一覧表No.50）。

意見広告の掲載も監視対象にしている。例えば、毎日新聞朝刊に日本パプテスト京都協会が、「イラク派遣に反対です」と題した内容の意見広告を掲載したことも監視対象となっている（122頁一覧表No.82）。

官舎等公務員のプライベートな生活空間も監視対象に据えている。例えば、伊丹・宝塚市内の山本官舎（30棟）にビラを配布（80頁一覧表No.26）、官舎へのビラ投函（97頁一覧表No.9）、勝倉官舎への機関紙「AH号外」の投函（116頁一覧表No.11）、京都市伏見区深草官舎へのビラ配布（117頁一覧表No.18）など、官舎・公務員のプライベートな生活空間も監視手段に据えている。

6 監視方法

情報保全隊の国民監視の方法は、全国各地に配置された同隊員または関係者が直接現場に臨場して監視活動を遂行している。その監視活動は、全国規模で同時並行的になされ、また、一時的なものではなく、日常的・恒常的・継続的に遂行されている。また、監視活動は全国的にほぼ統一された方法と内容に基づいて実施されている。

① 情報保全隊の国民監視は、新聞やテレビに掲載された情報を収集することどまらず、情報保全隊の隊員等が直接現場に臨場して行なわれている。

現場に臨場した隊員等は、監視対象の集会、街頭宣伝、デモ行進等の内容

を極めて詳細に把握し、記録している。具体的には、監視対象の集会等の主催団体名、参加者数、開始時刻及び終了時刻、集会参加者の発言内容、参加者の属性、横断幕の記載文言、配布ビラの内容、シュプレヒコールの言葉、ゼッケン、実施時刻、デモコースなどを記録している。臨場した情報保全隊隊員等は、カメラ等で集会内容や参加者を撮影し、録音機で集会での発言内容等を保全している。情報収集は極めて詳細になされ、小規模の集会等では参加者人数が一桁まで正確に把握されている。実施時刻も1分単位で記録される。

例えば、多くの原告が参加した平成16年1月14日開催の「1・14イラク自衛隊派兵反対県民集会」（仙台市内・同19頁）に対して、東北方面情報保全隊は、隊員等を臨場させ、開催時刻、参加者数、デモコース、シュプレヒコールの内容等々の情報を収集している。

また、東北方面情報保全隊は、平成16年（2004年）2月19日に、第2陣訴訟原告4伊藤恵仁が事務局次長の戦争法反対宮城県連絡会が主催した集会・デモ行進を監視している。このデモは、同時刻に仙台市内を2コース（北コース、南コース）に分かれて実施されたが、情報保全隊は、北コースは19名、南コースは26名と1名単位まで正確に人数を把握している。このことより、情報保全隊がこのデモ行進の監視のために、2名以上の隊員等を配置したことが明らかである（同57頁）。

同年1月18日に弘前市で行われたピースアクション弘前の集会等についても、情報保全隊は、ビラ配布及び署名活動（1130～1230）、集会（1310～1400）、デモ行進（1415～1550）と、各行動の時間帯まで詳細に区切って記録している（同20頁）。

また、東北方面情報保全隊は、秋田市で行なわれた「自衛隊のイラク派兵に反対する日曜市民デモ」という少人数のデモ行進についても、隊員を現場に臨場させ詳細な監視活動を継続していた。この監視は「視察結果」という名称（同8頁）で、平成16年（2004年）1月11日は13時30分～14時04分で41名参加（同8頁）、同月18日は13時30分～14時

00分で63名参加（同21頁）、同月25日は13時30分～14時00分で48名参加（同33頁）、同年2月8日は13時30分～14時05分で58名参加（同46頁）、同月22日は13時32分～14時06分で36名参加（同59頁）と克明に記録されて現在も保管されているのである。なお、2月1日と2月15日の部分がないのは、甲A1-1にこの部分（情報資料16-5、16-7）欠落しているからであり、情報保全隊はこの2日間も監視活動を行っているのである。

また、情報保全隊は、参加人数が10名程度の小規模なデモ、集会や、街頭宣伝も監視している。例えば、平成16年（2004年）2月4日の釧路市内和商デパート前の街宣・署名は動員数8名（117頁一覧表No.2）、同年2月2日の青森市役所前の街宣は動員数4名（119頁一覧表No.32）であり、このようなわずかな人数の活動さえも、情報保全隊は徹底的に監視しているのである。

さらに、高島郡新旭町旭地区一帯、松阪市港町一帯へのビラ配布（同121頁一覧表No.62、66）など、地区一帯という広範な範囲におけるビラ配布も監視し、把握している。

② 情報保全隊の国民監視活動（特に自衛隊のイラク派遣に関する国民監視活動）は、情報収集の専門家である情報保全隊隊員及びその関係者が全国各地に配置されて同時平行的に実施されている。

例えば、情報保全隊が平成16年2月3日に全国各地で実施した国民監視活動（監視時刻と監視場所）は、少なくとも以下のとおりであり、実に全国28箇所で見守り活動を実施しているのである。

- (1) 7時15分～8時15分 JR船橋駅北口（同119頁・一覧表No.43）
- (2) 7時45分～8時20分 盛岡駅前（同119頁・一覧表No.36）
- (3) 9時34分～14時55分 千歳市内空自千歳基地正門前（同116頁・一覧表No.5）
- (4) 9時45分～10時35分 千歳市内グリーンベルト及び同市内（同

- 1 1 7 頁・一覧表No. 7)
- (5) 1 0 時 0 0 分～1 0 時 3 0 分 金沢駐屯地 (同 1 1 7 頁・一覧表No. 1 7)
 - (6) 1 0 時 4 6 分～1 1 時 3 0 分 空自千歳基地正門 (同 1 1 6 頁・一覧表No. 4)
 - (7) 1 0 時 5 5 分～1 5 時 4 8 分 千歳市内空自千歳基地正門前 (同 1 1 6 頁・一覧表No. 6)
 - (8) 1 1 時 0 3 分～1 3 時 5 7 分 防衛庁正門前 (同 1 1 6 頁・一覧表No. 1 4)
 - (9) 1 1 時 4 5 分～1 2 時 2 6 分 盛岡市内川徳デパート向路上 (同 1 1 9 頁・一覧表No. 3 8)
 - (10) 1 2 時 0 5 分～1 2 時 4 5 分 帯広市内藤丸デパート前 (同 1 1 8 頁・一覧表No. 1 9)
 - (11) 1 2 時 1 0 分～1 2 時 4 0 分 沖縄県那覇市県民広場 (同 1 2 3 頁・一覧表No. 9 9)
 - (12) 1 2 時 1 5 分～1 2 時 3 5 分 熊本県熊本市内 (同 1 2 2 頁・一覧表No. 8 6)
 - (13) 1 2 時 1 5 分～1 2 時 4 0 分 青森市内 (同 1 1 9 頁・一覧表No. 3 7)
 - (14) 1 2 時 1 5 分～1 2 時 4 5 分 大分県大分市トキハデパート前 (同 1 2 2 頁・一覧表No. 8 5)
 - (15) 1 2 時 1 5 分～1 2 時 4 5 分 広島市中区 (同 1 2 1 頁・一覧表No. 5 9)
 - (16) 1 2 時 2 0 分～1 2 時 5 0 分 高知市 (同 1 2 0 頁・一覧表No. 5 8)
 - (17) 1 2 時 2 1 分～1 2 時 4 5 分 岡山市 (同 1 2 2 頁・一覧表No. 8 0)
 - (18) 1 2 時 2 5 分～1 2 時 5 5 分 大阪市中央区 (同 1 2 0 頁・一覧表No. 5 7)
 - (19) 1 2 時 3 0 分～1 3 時 0 0 分 長崎県佐世保市島瀬公園前 (同 1 2

2頁・一覧表No.84)

- (20) 13時20分～14時30分 JR千歳駅前(同117頁・一覧表No.8)
- (21) 14時15分～15時24分 千歳市内3か所(同116頁・一覧表No.2)
- (22) 15時57分～16時10分 沖縄県那覇市那覇駐屯地(同117頁・一覧表No.19)
- (23) 18時00分～18時30分 函館市内北洋便甲五稜郭支店前及び同周辺(同119頁・一覧表No.30)
- (24) 18時00分～19時00分 沖縄県名護市(同123頁・一覧表No.95)
- (25) 18時24分～19時35分 長崎県長崎市爆心地公園(同123頁・一覧表No.98)
- (26) 18時30分～19時30分 広島市中区(同122頁・一覧表No.79)
- (27) 18時30分～19時38分 防衛庁正門前(同116頁・一覧表No.15)
- (28) 18時45分～19時20分 札幌市内西武デパート前及び市内中心部(同117頁・一覧表No.1)

また、平成16年(2004年)2月25日17時(午後5時)以降に実施した国民監視活動(監視時刻と監視場所)も、全国14箇所に及んでいる。

- (1) 17時35分～18時05分 大分県大分市大手公園(同162頁・一覧表No.51)
- (2) 18時00分～19時30分 大阪府寝屋川市(同160頁・一覧表No.32)
- (3) 18時00分～20時30分 朝霞市民会館(同159頁・一覧表No.18)
- (4) 18時05分～18時30分 大分県大分市大手公園～パルコ前(同

162頁・一覧表No.51)

- (5) 18時06分～18時35分 鹿児島県川内市向田児童公園 (同162頁・一覧表No.50)
- (6) 18時15分～19時10分 名古屋市守山区 (同160頁・一覧表No.31)
- (7) 18時30分～19時30分 大阪府泉佐野市内 (同160頁・一覧表No.33)
- (8) 18時37分～19時10分 鹿児島県川内市同公園～国道3号線
太平橋～同公園 (同162頁・一覧表No.50)
- (9) 18時40分～19時45分 さいたま市 (同160頁・一覧表No.19)
- (10) 18時40分～19時50分 北区立王子公園 (同160頁・一覧表No.20)
- (11) 18時40分～20時19分 志木市民会館 (同160頁・一覧表No.21)
- (12) 19時00分～20時31分 目黒区民センター (同160頁・一覧表No.22)
- (13) 19時03分～19時25分 新座市三軒屋公園 (同160頁・一覧表No.23)
- (14) 19時15分～19時53分 和光市内 (同160頁・一覧表No.24)

③ 情報保全隊の監視活動は、日常的・恒常的・継続的に全国各地で実施され続けており、現在でも上記監視目的に沿って、全国各地の国民の表現活動等を監視し、それによって得た情報を集積し続けている。

このことは、本件国民監視内部文書記載をみても、例えば、青森市における国民監視活動が、平成16年(2004年)1月7日、同月8日、同月9日、同月10日、同月11日、同月12日、同月13日、同月14日と連日なされていることから明らかである(同4～12頁)。

④ 情報保全隊は監視対象について、監視対象の団体のみにとどまらず、集会等に参加した国民・住民の氏名及び所属等の属性を把握し記録している。

情報保全隊が監視対象の個人名を記録し保管している例として、以下のものがある（なお、氏名の墨塗りは、本件国民監視内部文書を公表した日本共産党が行なったのであり、原本は氏名が明記されている）。

「■■■■■（（熊本）県労連事務局長）」（８５頁一覧表No.73）、「■■■■■（大分県原水協事務局長）」（８５頁一覧表No.76）、「■■■■■（戦旗・両川派）」（８５頁一覧表、No.81）、「■■■■■（長崎大教授）」（８５頁一覧表No.84）、「■■■■■（（鹿児島県）平和運動センター議長）」（８５頁一覧表No.85）、「■■■■■（（鹿児島県）憲法を守る会副会長）」（８５頁一覧表No.85）、「■■■■■（伊佐・始良ブロック平和運動センター議長）」（９８頁一覧表No.20）、「■■■■■（（沖縄）平和運動センター議長）」（９８頁一覧表No.21）、「■■■■■（札幌大学法学部助教授）」（９９頁一覧表No.14）、「■■■■■（道平和運動フォーラム副代表・北教組副委員長）」（９９頁一覧表No.16）、「■■■■■（札幌大学法学部助教授）」（９９頁一覧表No.18）、「■■■■■（日本ボランティアセンター）」（９９頁一覧表No.20）、「■■■■■（旭川地区連合会長）」（９９頁一覧表No.21）、「■■■■■（日共・佐世保市議）」（１０２頁一覧表No.58）、「■■■■■（（熊本県）民医連事務局次長）及び■■■■■（戦争を許さない！熊本県民連絡会代表）」（１０２頁No.60）、「■■■■■（S佐賀県連代表）」、「■■■■■（（長崎県）島原地区労議長）」（１０２頁一覧表No.65）、「■■■■■（（沖縄県）中部地区労議長）」（１０２頁一覧表No.66）、「■■■■■（沖教組国頭支部委員長）」（１０３頁No.68）、「■■■■■（（熊本県）自衛隊のイラク派遣を考える直轄地区実行委委員長）」（１０３頁一覧表No.70）、「■■■■■（熊本県）■■■住職）」（１０３頁一覧表No.72）、「■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■（非戦・平和を願う仏教者ウォーク・イン熊本実行委員会）（県新社会党副委員長）（同上）、「■■■■■（元防衛庁教育訓練局長）■■■■■（自衛官と市民をつなぐ人権ホットライ

ン代表) ■■■■ (朝日新聞外報部記者) (118頁一覧表No.27)、 「■■■■ ((青森県) 有事法制反対東青連絡会代表) (119頁No.32)、 「■■■■ (フリージャーナリスト) (120頁No.一覧表52)、 「■■■■ (週刊 MDS 記者) (121頁一覧表No.73)、 「■■■■ (佐世保市議)、 ■■■■ (民商) (122頁一覧表No.84)、 「■■■■ (有事法制反対大分県連絡会会長) (122頁一覧表No.85)、 「■■■■ (熊本県) 民医連事務局次長) (122頁一覧表No.86)、 「■■■■ (有事法制に反対する長崎県連絡会会長)、 ■■■■ (同事務局長) (122頁一覧表No.87)、 「■■■■ (佐世保市議)、 ■■■■ (平和委事務局長)、 ■■■■ (佐世保民商事務局長)、 ■■■■ (北部地区常任)、 ■■■■ (佐世保民商、 ■■■■ (新婦人の会) (122頁No.88)、 「■■■■ (沖縄県統一行動連絡会議代表幹事) (122頁一覧表No.89)、 「■■■■ (熊本県) 県労連) (123頁一覧表No.90)、 「■■■■ (反戦歌手) (123頁一覧表No.92)、 「■■■■ (鹿児島県憲法を守る会代表・鹿大教授)、 ■■■■ (S 県連代表)、 ■■■■ (平和運動センター議長) (123頁一覧表No.93)、 「■■■■ (佐世保地区労副議長) (123頁一覧表94)、 「■■■■ ((長崎県) 県職組委員長) (123頁No.95)、 「■■■■ ((沖縄県) 北部地区労議長) (123頁No.96)、 「■■■■ (沖縄県平和運動センター議長) (123頁一覧表No.99)、 「映画監督山田洋次」 (135頁)、 「■■■■ (カナダ人酪農家・クリスチャン・ピースメーカー・チーム) (144頁一覧表No.33)、 「■■■■ (神奈川労連議長) (145頁一覧表No.48)、 「■■■■ (アジアプレス・インターナショナル) (146頁一覧表No.63)、 「■■■■ (S 熊本県連) (147頁一覧表No.76)、 「■■■■ ((宮崎県) 平和委) (147頁一覧表No.77)、 「■■■■ ((熊本県) 県労連事務局長) (147頁一覧表No.78)、 「■■■■ (佐世保市議・原水協理事) (147頁一覧表No.79)、 「■■■■ (熊本市議・S 熊本県連幹事長) (147頁一覧表No.82)、 「■■■■ ((宮崎県) 県労組会議議長) (147頁一覧表No.

83)、 「■■■■■ (鹿児島県) 曾於地区平和運動センター)、 ■■■■■ (S 曾於支部) 」 (147頁一覧表No.84)、 「■■■■■ (熊本市議・S 熊本県連幹事長)、 ■■■■■ (くまもと21労組会議事務局長) 」 (147頁一覧表No.85)、 「■■■■■ (長崎県) 大村地区労議長)、 ■■■■■ (S 大村市議) 」 (148頁一覧表No.87)、 「■■■■■ (前S 衆議院) 」 (148頁一覧表No.88)、 「■■■■■ (大分県) S 県議・3期) 」 (148頁一覧表No.89)、 「■■■■■ (佐賀県平和運動センター議長) 」 (148頁一覧表No.90)、 「■■■■■ (平和憲法を守る熊本県民会議議長)、 ■■■■■ (連合熊本会長) 」 (148頁一覧表No.91)、 「東京新聞現地特派員・A」 (155頁、(5)、ア)、 「某報道機関記者のB」 (155頁、(5)、ア)、 「フリー・ジャーナリストのC」 (155頁、(5)、イ)、 「NGO代表・a 及び反戦市民団体代表・画家の(a)」 (155頁、(5)、イ)、 「■■■■■と歩む会」 (158頁・一覧表No.7)、 「S宝塚市議『■■■■■』関係者」 (158頁・一覧表No.7)、 「生活者ネット小平市議■■■■■」 (159頁・一覧表No.15)、 「生活者ネットの■■■■■」 (159頁・一覧表No.15)、 「自衛隊誹謗葉書送付(■■■■■(北大名誉教授))」 (159頁・一覧表No.9)、 「弁護士の■■■■■」 (159頁・一覧表No.16)、 「北区議■■■■■(P)」 (160頁・一覧表No.26)、 「元自関係：元自の■■■■■の参加が確認された」 (160頁・一覧表No.26)、 「相模原市議■■■■■等」 (160頁・一覧表No.27)、 「■■■■■(県新婦人・子供劇場)」 (161頁・一覧表No.39)、 「■■■■■(県民青同委員長)」 (161頁・一覧表No.39)、 「■■■■■(県労連)」 (161頁・一覧表No.41)、 「■■■■■(同委員会常任委)」 (161頁・一覧表No.42)、 「イラク派兵に反対する宮崎女性の会(代表：■■■■■)」 (161頁・一覧表No.43)、 「アメリカのイラク攻撃を許さない実行委員会(代表：■■■■■)」 (161頁・一覧表No.44)、 「■■■■■(同代表)」 (161頁・一覧表No.44)、 「■■■■■(S日田総支部長)」 (161頁・一覧表No.44)、 「鹿児島県・北薩地区平和運動センター(議長■■■■■)」 (162頁・一覧表No.50)、

「■■■■■（同議長）」（162頁・一覧表No.50）、「■■■■■（同センター議長）」（162頁・一覧表No.51）、「■■■■■（S大分市議・2期）」（162頁・一覧表No.52）、「■■■■■（S大分県議・1期）」（162頁・一覧表No.53）、「■■■■■（S大分市議・2期）」（162頁・一覧表No.53）、「イラク国際戦犯民衆法廷沖縄公聴会、■■■■■（元沖縄組委員長）、■■■■■（牧師、平和市民連絡会）ら沖縄県内在住の市民団体メンバー5名」（162頁・一覧表No.54）、「沖縄県弁護士会（■■■■■会長）」（162頁・一覧表No.55）。

- ⑤ 情報保全隊は単に当該集会等の情報を収集するだけでなく、活動主体をチェックしどのような系統に属するか、他の団体や今後の行動の予定等についても監視・情報を収集している。

例えば、「イラク・戦争とこどもたち」と題する写真展（資料16-4一般番号1）では、写真展会場に赴き、「古川市議会自衛隊のイラク派遣に反対する意見書を提出」と題するふるかわ市議会だよりから抜粋した意見書の掲載を確認したこと、別の期間にも古川市内で写真展を開催予定であることを報告している。

自衛隊イラク派遣に反対する署名活動では、「署名用紙は『核兵器廃絶』ではなく『イラク派兵反対』の用紙も混入」との報告があり（資料16-6一般番号6）、署名用紙まで確認している。

自衛隊イラク派遣中止の申入を実施したことを報告する山形大学構内の置きビラ（資料16-4一般番号3）では、ビラを作成している山大反戦の会が教育基本法、労働法、年金問題、国民保護法制等にも注目していることを報告している。

国会議員の発言（資料16-4反自衛隊番号1）については、イラク派遣は憲法違反であり派遣に反対と発言した国会議員を「今後隊友会名誉会員から外し隊友会の公式行事には招待しない」と隊友会幹事長が示唆したことも報告されている。

新聞記者による駐屯地における自衛隊イラク派遣についての取材（資料1

6-4 マスコミ番号1、資料16-6 マスコミ以前番号1・2)については、同じ新聞社の記者が秋田県防衛懇談会会長に取材要請したが拒否されたことも報告されている(資料16-4 マスコミ番号1、資料16-4 マスコミ以前番号1)。

7 他の機関との連携

情報保全隊の国民監視活動は、警察等の他の国家機関及び自治体関係機関・特殊な協力者等と密接に連携しながら実施されている。

① 警察機関との連携

情報保全隊は、警察機関と密接に連携し、国民の自衛隊に関連する集会・デモ行進に関する情報の事前提供を受けてなされている。

このことは、本件国民監視内部文書中の「国内勢力の今後の取組予定」の記載から明らかである。例えば、同文書3頁には「国内勢力の今後の取組予定」として、「NL系団体による集会・デモ」の記載があるが、その集会・デモの参加人数が「約200名(申請)」と記録されている。この資料は平成16年1月16日に作成されており(同1頁の日付参照)、集会及びデモ行進の実施日は同年1月17日13時30分から17時とされているから、情報保全隊はあらかじめデモの実施予定を把握していたことになる。このような事前情報は、一般には把握できず、集会・デモ行進実施にあたって警察に申請された道路使用許可申請書記載の情報が情報保全隊に提供されたものと考えざるを得ない。このことは参加人員に「(申請)」、すなわち警察への申請という文言があることから明らかである。

また、多数のデモ、街頭行動等が行われることを的確に把握するため、とりわけ開始時間を分単位で監視するためには、事前に、警察に申請された道路使用許可申請書記載の情報の入手が必要不可欠であるところ、本件国民監視内部文書全体において、多数の屋外集会・デモ行進・街頭宣伝等につき開始時間・参加人数・終了時間等の記載があることは、これに関して警察機関が入手した情報が、情報保全隊に提供されたことを示している。

なお、「関係者または団体」の項目に「警対性不明」という記載がある。

これが何を意味するか不明であるが、文字からして警察機関との関係を示す隠語と思われる。

② 地方自治体の組織との連携

上記のとおり、情報保全隊は、全国各地の多数の市町村議会を監視対象にし、イラク関連の決議の有無、内容にとどまらず、提案議員・賛同議員・採択数・その他参考事項等を詳細に監視している。

このような詳細な情報収集が可能なのは、地方自治体の組織や議員から情報提供を受けている可能性がある。

③ その他

その他、情報保全隊は国民監視のための情報提供者は全国各地に有している。

例えば、「反戦シンガーソングライターが、みやぎ生協亙理店前で、単独ライブと該当署名を行なっていたことが判明した。」（82頁一覧表No.23）との記載があるが、この記載からも外部の情報提供者の存在をうかがわせる。

8 国民監視情報の共有化・集約

各方面情報保全隊の国民監視活動によって得られた情報（以下、「国民監視情報」という）は、各方面情報保全隊長から「情報資料（×－×）について（通知）」という取扱い注意文書として、定期的（少なくとも10日おき程度）に、情報保全隊長、当該方面情報保全隊が管轄する区域の方面総監部調査課長、各派遣隊長及び各方面情報保全隊長に配布される（同1頁の書式参照）。これにより、1方面情報保全隊の国民監視情報は自衛隊内部全体で共有化される。

これらの国民監視情報は、情報保全隊本部に集約させて、さらに整理・分析されて、全国の情報を一元化した文書にまとめられて、「今後の国内勢力の動向について分析の資とする」（同64頁外の「趣旨」参照）重要文書として、厳重に保管・管理されている。

9 国民監視情報の整理・保管

国民監視情報の分析・整理は、情報保全隊本部の情報科及び保管科で行なわれる。

情報保全隊本部に集約された国民監視情報は、例えばエクセル等を用いてデータ・ベース化され、「方面」、「区分」、「名称（主催団体）」、「行動形態」、「年月日」、「時間」「場所」、「動員数」、「行動の概要」等の検索が容易にできるように整理されている。また、監視対象となった個人の氏名も実名・肩書き付で記録・保管されている。

また、情報保全隊本部は、全国から収集した国民監視情報を分析し、「国内勢力等の動向に関するコメント」等と題する分析結果を記録・保管している。その内容は、「全般」「革新政党の動向」、「新左翼等の動向」、「労組の動向」等である。さらに、過去との比較、日ごとのセクト別動員数、全国の状況等が、地図や棒グラフ等を用いて容易に分かるよう整理されている。

情報保全隊本部がかかる記録・保管を行なっていることは、本件国民監視内部文書（甲A1-2）を見れば明らかである。

10 国民監視情報の活用

情報保全隊は収集・記録・保管した国民監視情報を、将来の国民監視活動を効率的に実施するために活用している。

また、自衛隊が看過できないと判断した国民・団体に対しては、国民監視情報を活用して、当該団体・個人の表現活動を排除している。その典型的な例が、いわゆる「立川テント村自衛隊官舎ビラ配布刑事事件」である。前記のとおり、情報保全隊は、自衛官官舎にチラシ等を投函・配布する行為を「反自衛隊活動」と位置づけ（同39頁）、監視活動を行っている（甲A1-2の表「駐屯地・官舎・米軍施設等に対する反対動向」参照）。立川テント村事件においても、情報保全隊は、市民が自衛隊・防衛庁官舎に自衛隊イラク派遣反対のチラシを投函・配布したことを監視していた。その国民監視情報を活用して、警視庁と連携して、チラシ配布者3名を建造物侵入罪に該当するとして逮捕勾留・起訴させたのである。これにより、自衛隊官舎へのチラシ投函という「反自衛隊活動」は抑止された（なお、この立川テント村事件は、情報保全隊保全隊の国民監視の本質を示す重大な事件であるので、別途準備書面にて事実関係と法的問題を主張することにする）。

第3 情報保全隊の国民監視活動の特徴

以上の国民監視活動の実態をみれば、情報保全隊の国民監視活動には以下のような特徴がある。

1 国民敵視

情報保全隊は、自衛隊及びその活動に批判的な、あるいは、障害となる国民・団体を敵視し、これらに関する情報を収集することを主目的として活動している。このことは、射撃訓練やヘリコプターの騒音に対する苦情申入れまで、「反自衛隊活動」と位置づけ、申入れ者の特定（身元割り出し）まで行なっていることから明白である。また、国民を「P」、「S」、「GL」、「CV」、「NL」等という隠語で一方的独断的に分類していること自体、国民を「問題のある国民」、「問題のない国民」に区分し、前者を敵視していることを示している。

2 国民と自衛隊関係者の交流の嫌悪

情報保全隊は、国民と自衛隊員及びその家族が交流することを嫌悪している。このことは、官舎へのチラシ投函を「反自衛隊活動」と位置づけていることから明白である。また、かかる観点からの監視活動は、国民に対してだけでなく、一般の自衛隊員及びその家族に対しても実施されている。

情報保全隊は、自衛隊に関する様々な情報を国民が自衛隊員及びその家族に提供することを忌み嫌っているのである。

3 民主主義・文民統制（シビリアンコントロール）の無視もしくは軽視

情報保全隊の活動は、防衛大臣の直轄にあるとはいえ、その実態は、情報保全隊長をトップとするいわゆる「制服組」によって活動内容が決定・遂行されている。民主主義体制においては、国家機関が主権者である国民一般を監視することはありえず、情報保全隊が国民監視をすること自体、民主主義に反するものであり、また、文民統制（シビリアンコントロール）を無視もしくは軽視するものである。

4 国民監視活動の拡大・膨張

情報保全隊による国民監視活動は質的にも量的にも拡大し続けており、その組織もより実効性のあるものに再編整備されている。したがって、情報保全隊による国民監視活動は、ますます拡大し膨張し続けることになる。

5 有事法制・自衛隊の海外派遣との一体化

情報保全隊が国民監視を強化している背景には、自衛隊が専守防衛の組織・活動からイラク等への海外派遣を目的とする組織に変容していることがある。かかる自衛隊の組織及び活動の変容は、一般国民の意識や憲法、特に9条とのかい離・矛盾を拡大しており、これに対応して、自衛隊の国民対策・国民監視が強化されているのである。

第4 違憲性・違法性

かかる情報保全隊の国民監視活動は違憲・違法であり、重大な人権侵害であり、また、戦前の「憲兵政治」を復活させるものである。その詳細については、別途準備書面において主張する。

以 上